

# 令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事

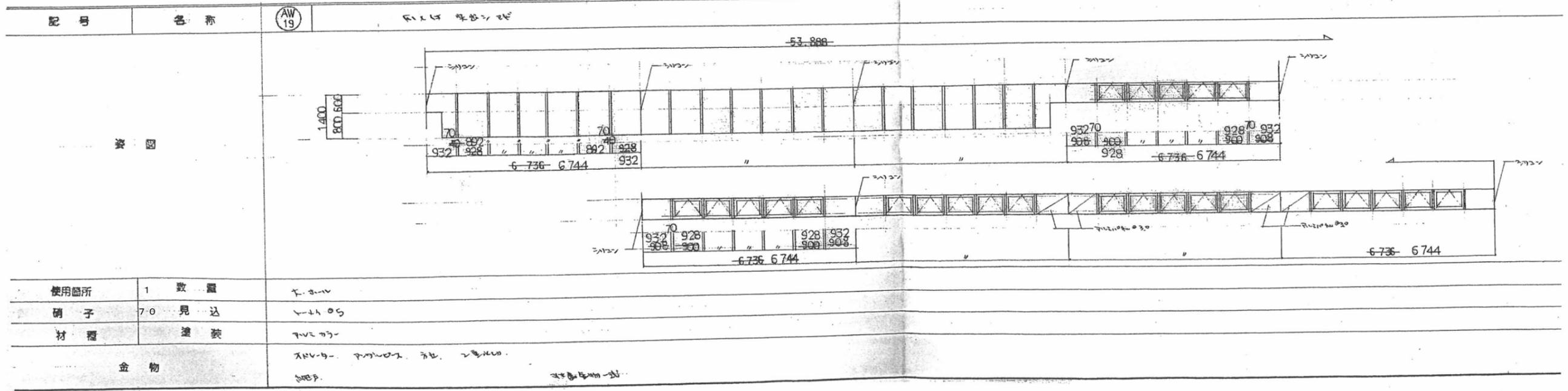
図面リスト	
図番	図面名称
A - 01	特記仕様書(1)
A - 02	特記仕様書(2)
A - 03	付近見取図
A - 04	配置図
A - 05	2階平面図
A - 06	屋根伏図
A - 07	2階天井伏図・矩計図

株式会社 剛建築事務所

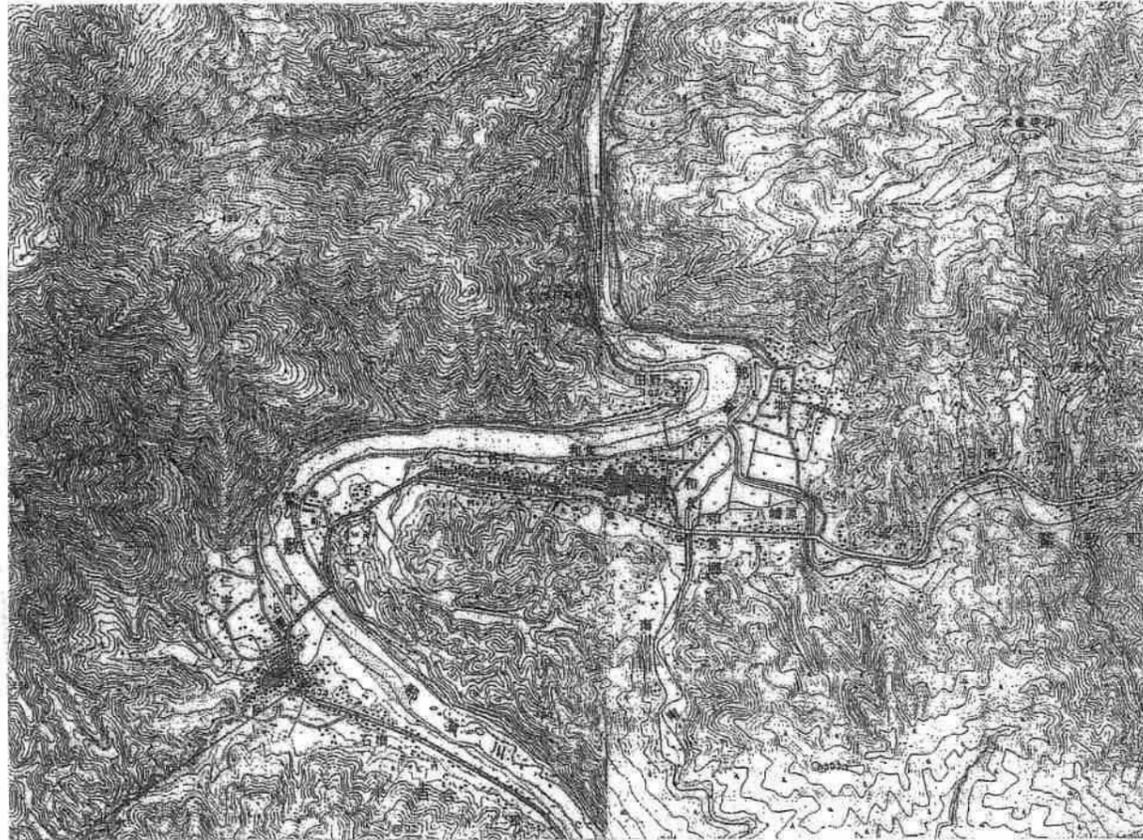
I. 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項								
1. 工事名称	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事												
2. 工事場所	那賀町												
3. 敷地面積	2,323.42㎡												
4. 工事種目	工事内容： 種別： 防水改修工事・内装改修工事 構造規模： 構造： RC造一部鉄骨造 2階建 建築面積： 844.29㎡ 延べ床面積：1,251.50㎡ 用途地域： 都市計画区域外 防火地域： 指定なし												
5. 工事区分	(対象工事) 建築一式工事												
6. 工期	工事完成期間は令和 年 月 日とする。												
II. 共通仕様書													
項目	特記事項												
① 適用基準	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。)</li> <li>・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標仕」という。)</li> <li>・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)</li> <li>・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)</li> </ul> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質問回答書(②から⑤)に対するもの</li> <li>(2) 補足説明書</li> <li>(3) 特記仕様書</li> <li>(4) 図面</li> <li>(5) 公共建築工事標準仕様書等</li> </ol>	① 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> </ol> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	III. 建築改修工事 特記仕様書	<p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>								
② 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>	② 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</li> <li>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</li> <li>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</li> <li>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</li> <li>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</li> </ol>	Ⅰ章 改修一般共通事項 ① 施工条件	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>◎工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</p> <p>◎施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と協議の上、施設の使用に支障を与えないよう行うこと。</p> <p>また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。</p> <p>◎その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎施設を使用しながらの工事となることに留意すること。</p>								
③ 電気保安技術者等	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> </ul> <p>◎一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p>	③ 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は町担当課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	② 重要備品等	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・◎)</p> <p>工事作業前に、施設に再度確認のこと。</p>								
④ 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、整理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p>	④ 建設機械等	<p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>	④ 交通誘導警備員	<p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、監督員の指示する場所に5日間配置すること。</p> <p>◎本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。</p> <p>◎警備員は、延5人(昼5人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</p> <p>◎警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p>								
⑤ 交通安全管理	<p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p>	⑤ 工事看板等	<p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p>	④ 産業廃棄物の処理	<p>◎産業廃棄物の種類ごとに分別処分を行う。</p>								
⑥ 発生材の処理等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</li> <li>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</li> <li>(3) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</li> <li>(4) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</li> <li>(5) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</li> <li>(6) アスベスト事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</li> </ol>	⑥ 完成図等	<p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎竣工図(製本、電子データ)部数・サイズは打合せによる。</li> <li>◎工事写真(写真帳、電子データ)</li> <li>◎使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</li> <li>◎保金に関する資料</li> </ul> <p>◎竣工図は関係図面(原図貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事的物的状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よない)ものとする。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	④ 養生	<p>◎外部足場(種類： 単管、仕様：、D= cm、シート仕様：) ※屋根トップライトガス交換時 ・壁つなぎ間隔(水平方向： 8m以下、鉛直方向： 9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類：脚立足場H1. 8m、仕様： 帆布、D= ) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ・仮囲い(仕様：、H= m、L= ) (図示) ・ゲート(・有、・無、仕様： 箇所)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>
区分	サイズ												
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ												
特記		⑦ 火災保険	<p>◎対象物 工事的物的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p>	⑤ 養生	<p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：シート養生)</p> <p>◎工事部分の既存ブラインド、カーテン等は仮撤去し、業者にて保管する。</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による他、適宜業者にて行うこと。(粉塵が発生する作業時など)(養生方法：シート養生)</p> <p>・仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。</p>								
				⑤ 監督員事務所	<p>◎監督員事務所は(・設ける(面積 m<sup>2</sup>程度)◎ 設けない)</p>								
				⑥ 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出る・出来ない)、電力料金(有・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出る・出来ない)、水料金(有・無償)</p>								
				⑦ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	<p>◎同用地は、(◎敷地内に・用意していないので業者にて)設けること。</p>								

工事名	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事				株式会社 剛 建築事務所	連水 可次
名称	特記仕様書(1)				徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
図番	A-01	S=1:	年月		TEL 088-622-0883	第102935号
					FAX 088-622-0885	

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
3章 防水改修工事 ① 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(・上屋シト養生・下階天井養生・その他( ))とする。	◎ガラス	◎板ガラス 種類 品 種 厚 さ 備 考 網入 網入型 6.8 トリアイトひわれ部 フロート 5 トリアイトひわれ部 型 4 トリアイトひわれ部 ◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。 ◎ガラス留め材の種類 建具の種類 材 種 ガラス溝の大きさ 鋼 製 シーリング(SR-1) 建具製造所の仕様による ステンレス製 木 製 ◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。 ◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 ◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ◎既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(a)参照 種 類 撤去工法 撤去範囲 備 考 ビニール床シート 改標仕6.2.2(1)(ア)による 全面・一部(図示) ビニール床タイル ゴム系床タイル 機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ) フローリング張床 改標仕6.2.2(1)(ウ) 同 上 床タイル 改標仕6.2.2(1)(エ) 同 上 床組 改標仕6.2.2(1)(オ) 同 上 ②天井改修 改標仕6.4.2参照 撤 去 区 分 既存壁取合の補修範囲及び内容 天井下地を含む全面 ボード面まで ボード面を残し仕上げのみ ・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ◎既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。	◎接着剤 6章 塗装改修工事 ① 一般事項 ◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ウレタン樹脂等(ウレタン樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎ウレタン樹脂エマルジョンペイント塗料(EP) ◎ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	◎壁紙施工でん粉系接着剤、ウレタン樹脂等(ウレタン樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ウレタン樹脂等(ウレタン樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
② 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。	5章 内装改修工事 ① 一般事項			
④ 塗膜防水	◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 種 別 施 工 箇 所 備 考 X-1 屋上 立上部 X-2 屋上 平場部 Y-1 Y-2	◎撤去並びに下地補修			
④ シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上げ塗材仕上げ等を(・行う・行ない)。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(・既設接着性試験・引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。 ◎種類及び施工箇所 記 号 材 質 既 存 施 工 箇 所 改 修 工 法 寸 法 接 着 試 験 SR-1 1成分シリコン系 ガラス 水回り シーリング'新設 5×5 簡易 10×10 SR-2 2成分シリコン系 PS-2 ポリサルファイド系 MS-2 変成シリコン系 サッシ回り シーリング'新設 10×10 簡易 PU-2 ポリウレタン系				
⑤ とい	◎といの材質(塩ビ製材)				
⑥ 防水保証	◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。				
4章 建具改修工事 ① 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。 ◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。				



特記	工事名	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事	株式会社 剛 建築事務所	連水可次
	名称	特記仕様書(2)	徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A - 02 S = 1 :	TEL 088-622-0883	第 102935 号
		年 月	FAX 088-622-0885	

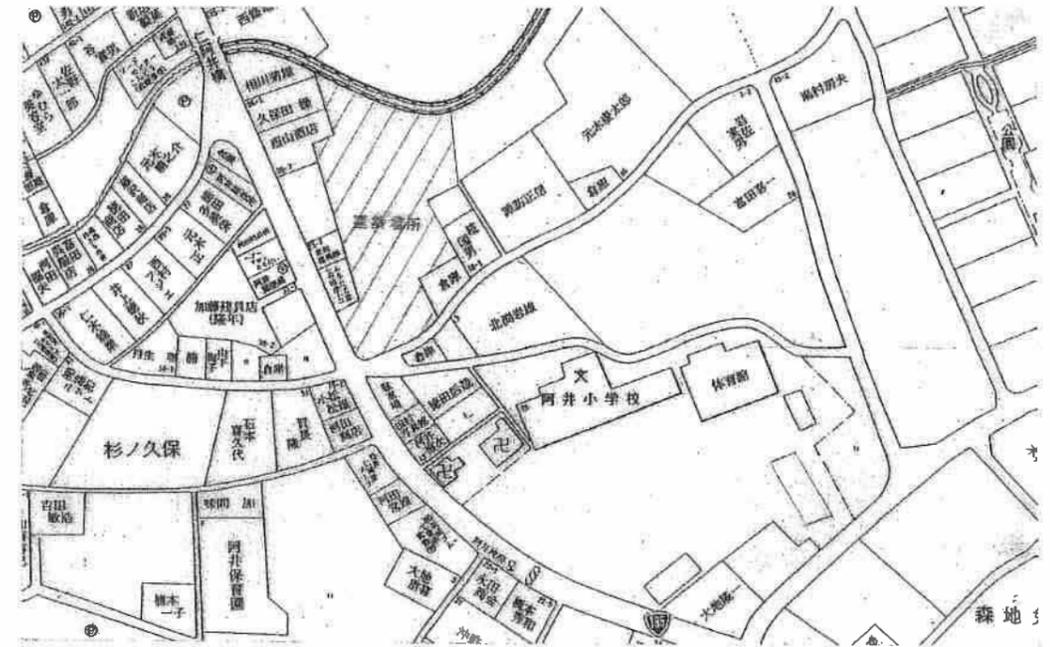


至阿南

至相生

建築場所 徳島県阿南市相生杉ノ久保(ア)1

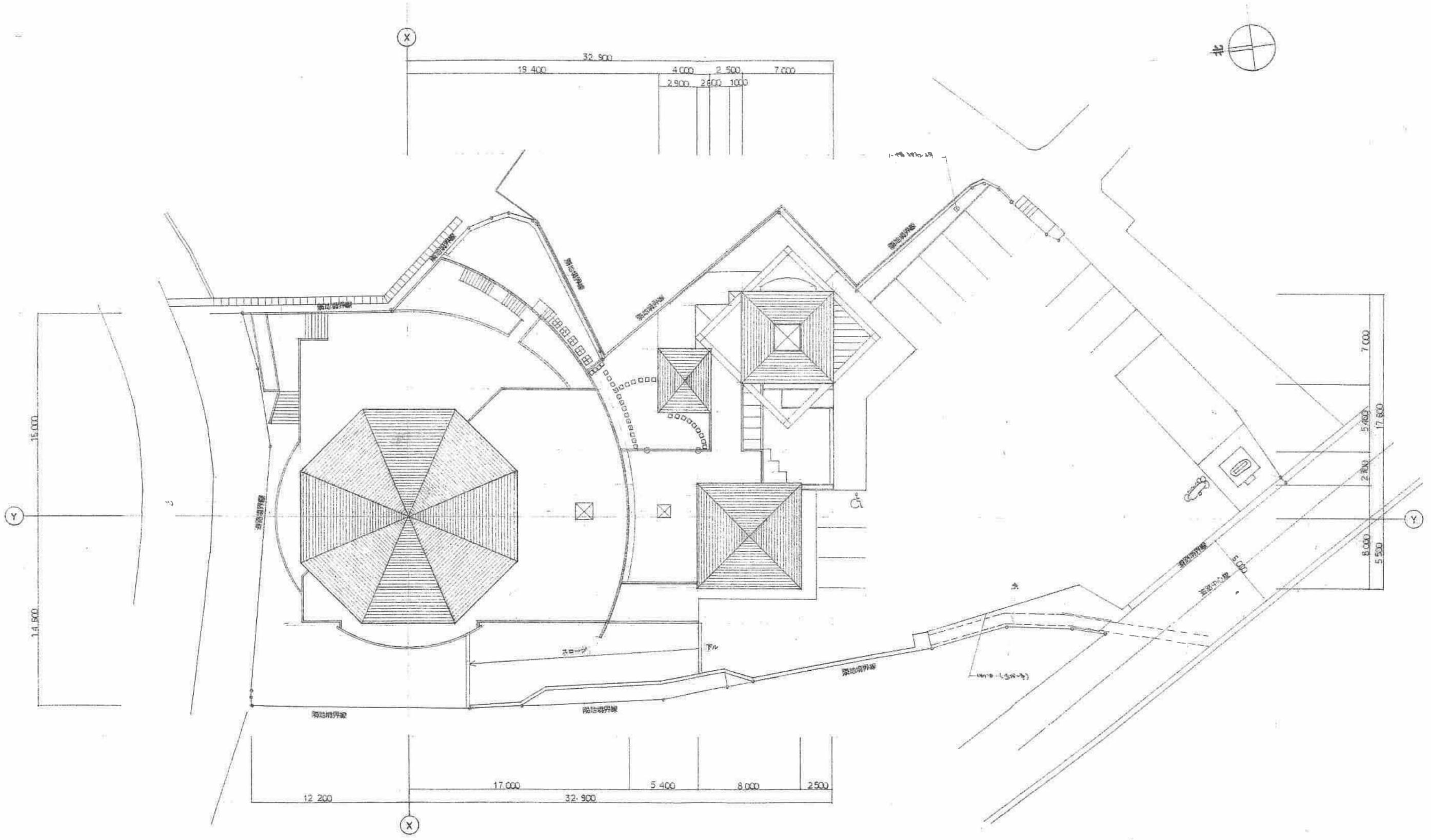
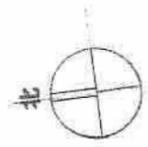
案内図 1:25,000



附近見取図

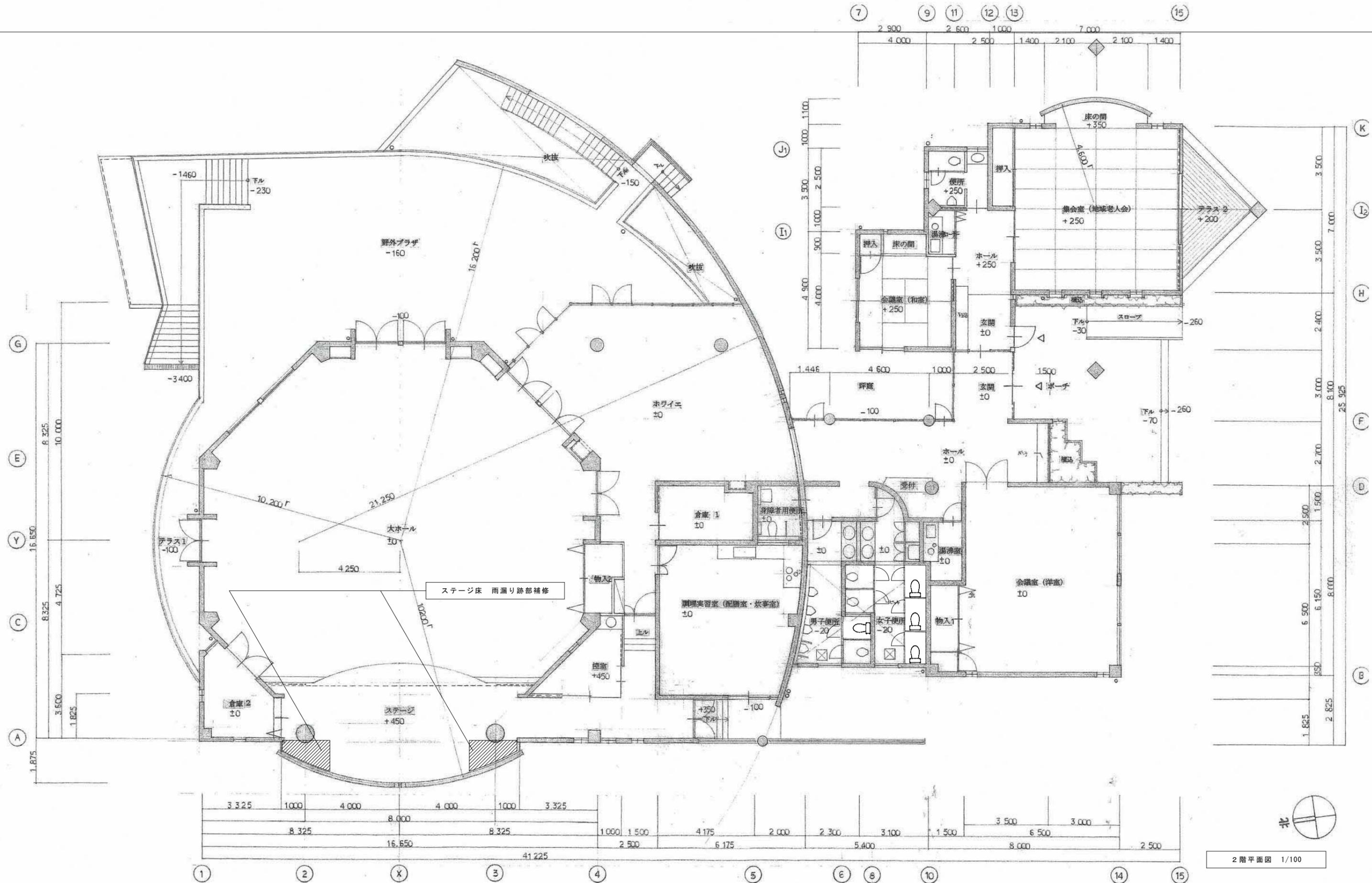
特記

工事名	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事			株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
名称	付近見取図			徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
図番	A - 03	S = 1 :	年 月	TEL 088-622-0883	第 102935 号
				FAX 088-622-0885	



特記

工事名	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事			株式会社 剛 建築事務所	逢水 可次
名称	配置図			福島市米広3丁目3-3	1級建築士登録
図番	A - 04	S = 1 : 200	年月	TEL 088-622-0883	第 102935 号
				FAX 088-622-0885	

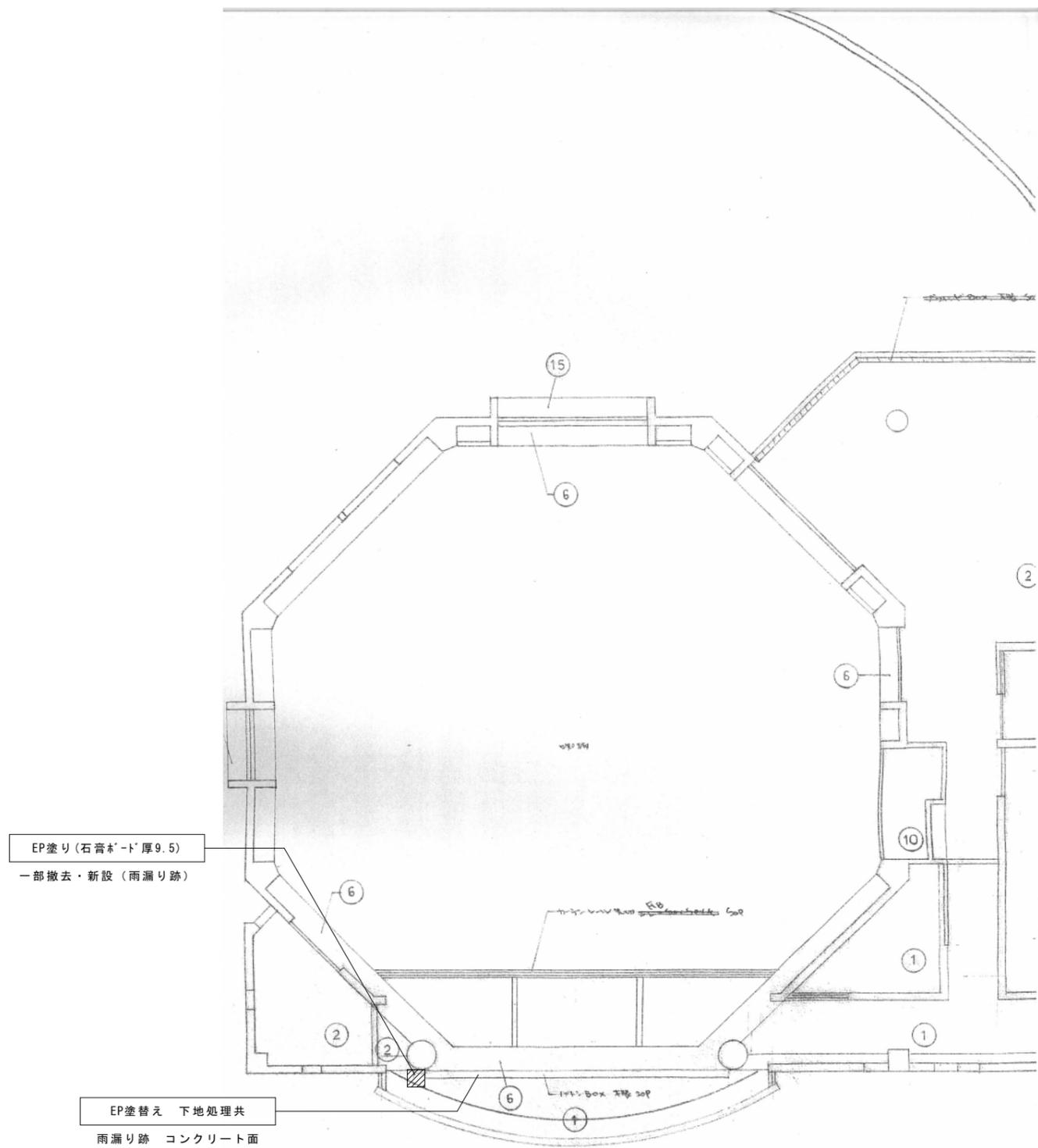


2階平面図 1/100

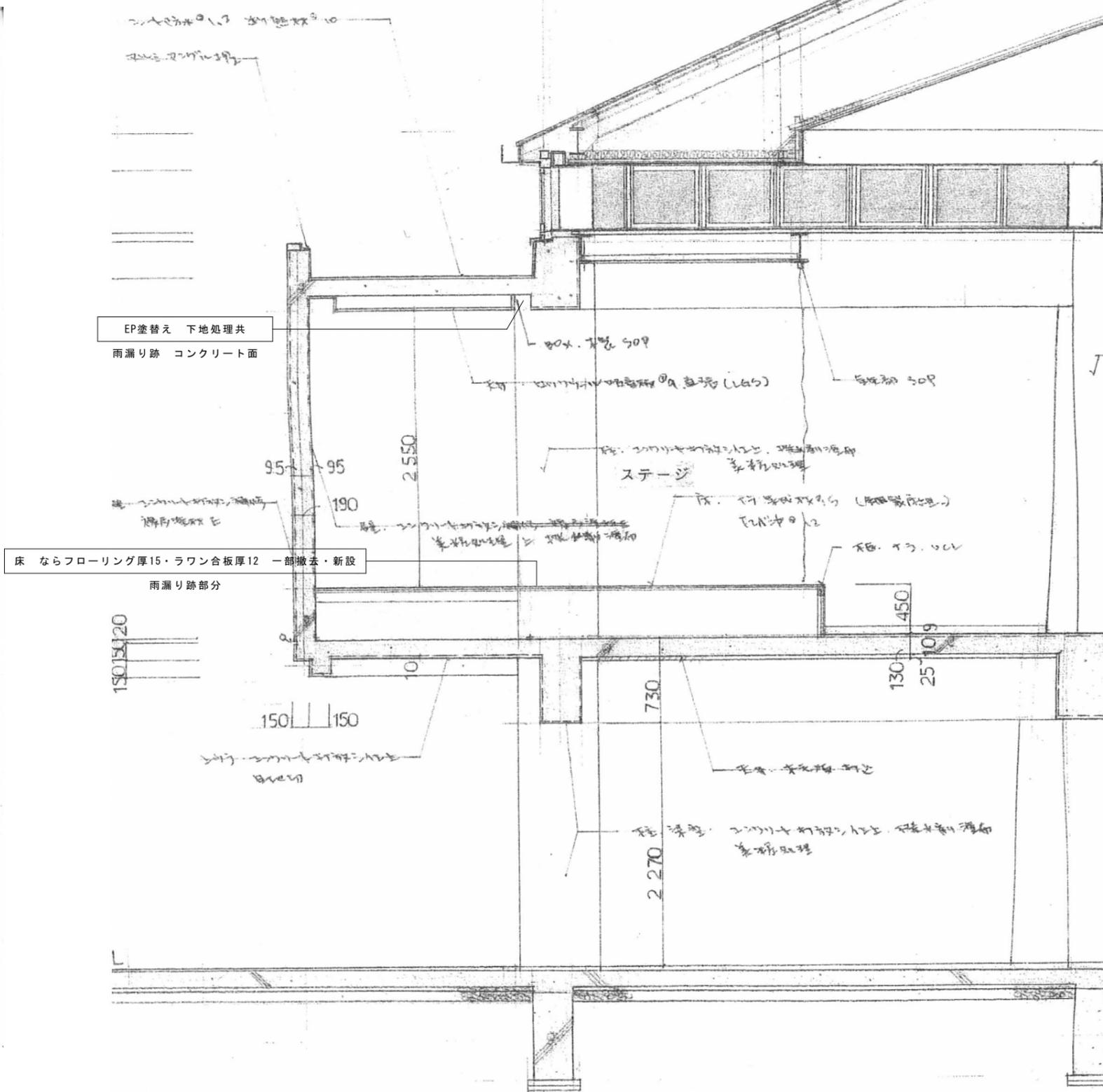
特記 :

工事名	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事			株式会社 剛 建築事務所	連水可次
名称	2階平面図			徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
図番	A	05	S=1:100	年月	第102935号
					TEL 088-622-0883
					FAX 088-622-0885





2階天井伏図 1/100



矩計図 1/30

特記 :

工事名	令和6年度 町単独阿井公民館屋上防水改修工事			株式会社 剛 建築事務所	連水可次
名称	2階天井伏図・矩計図			徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
図番	A - 07	S = 1 : 30・100	年月	TEL 088-622-0883	第 102935 号
				FAX 088-622-0885	